

## 功労金制度について

功労金は、JICAが海外に派遣する専門家、ボランティア、在外職員、出張者等が、戦争、事変、内乱その他の異常事態の発生時に生命や身体に対する高度の危険が予測される状況下において、その職務を遂行したことによって危害又は災害を受け、不幸にして亡くなった場合や、障害者となってしまった場合に、その功績が大きいと認められるときに支給するものです。功労金の支給は、理事会に付議のうえ、理事長が決定します。

功労金には、殉職者功労金と障害者功労金があり、その金額は、それぞれ功績の程度により、別表第1・別表第2に定めるとおりとなっています。

JICAでは、この功労金制度のために海外旅行傷害保険を活用しています。功労金にかかる保険付保の対象者としては国際協力共済会の本会員(JICA 役職員、専門家等)で業務実施契約と業務実施契約(単独型)によるコンサルタントは功労金制度の対象外です。

### 功労金の対象地域・国

- (1) 戦争特約付保：外務省海外安全情報レベル3以上の国・地域に業務渡航するとき
- (2) 基本保険付保：外務省海外安全情報レベル1又は2、かつ、JICA安全対策措置において業務渡航の条件が「安全管理部長承認」又は「業務渡航禁止」の国・地域に業務渡航するとき（注1）（注2）

（注1） JICA安全対策措置上、「本邦及び第三国から渡航者」と「当該国派遣中の関係者」で区別している国・地域については、渡航措置レベルの高い方を適用する。

（注2） JICA安全対策措置上の一時的措置も含む。

添付資料：功労金支給基準の別表第1・別表第2

**別表第一：殉職者功労金**

功績の程度	金額
特別功労	5,800万円
特に抜群の功労があり、他の模範となると認められるもの	5,040万円
抜群の功労があり、他の模範となると認められるもの	3,740万円
特に顕著な功労があると認められるもの	2,720万円
多大な功労があると認められるもの	980万円

**別表第二：障害者功労金**

	抜群の功労があり、他の模範となると認められるもの	特に顕著な功労があると認められるもの	多大な功労があると認められるもの
第1級	3,740万円	2,720万円	980万円
第2級	3,100万円	2,420万円	920万円
第3級	2,720万円	2,140万円	820万円
第4級	2,420万円	1,900万円	720万円
第5級	2,060万円	1,640万円	620万円
第6級	1,800万円	1,400万円	560万円
第7級	1,520万円	1,180万円	460万円
第8級	1,280万円	980万円	380万円